

第 92 期 中 間 決 算 公 告

平成 21 年 1 月 24 日

大分県大分市王子中町 4 番 10 号
株 式 会 社 豊 和 銀 行
取 締 役 頭 取 安 藤 英 徳

中間貸借対照表（平成 21 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	43,399	預 金	447,566
有 価 証 券	92,994	借 用 金	352
貸 出 金	332,304	外 国 為 替	1
外 国 為 替	123	社 債	7,000
そ の 他 資 産	2,292	そ の 他 負 債	2,229
有 形 固 定 資 産	8,361	未 払 法 人 税 等	29
無 形 固 定 資 産	131	そ の 他 の 負 債	2,200
繰 延 税 金 資 産	1,566	賞 与 引 当 金	106
支 払 承 諾 見 返	1,540	退 職 給 付 引 当 金	292
貸 倒 引 当 金	△7,957	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	112
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,240
		支 払 承 諾	1,540
		負債の部合計	460,442
		（純資産の部）	
		資 本 金	12,495
		資 本 剰 余 金	1,350
		資 本 準 備 金	1,350
		利 益 剰 余 金	143
		そ の 他 利 益 剰 余 金	143
		繰 越 利 益 剰 余 金	143
		自 己 株 式	△68
		株 主 資 本 合 計	13,921
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,258
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,650
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	392
		純資産の部合計	14,313
資産の部合計	474,756	負債及び純資産の部合計	474,756

中間損益計算書

〔平成21年 4月 1日
平成21年 9月30日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		6,071
資 金 運 用 収 益	5,017	
（うち貸出金利息）	4,366	
（うち有価証券利息配当金）	600	
役 務 取 引 等 収 益	549	
そ の 他 業 務 収 益	309	
そ の 他 経 常 収 益	194	
経 常 費 用		7,456
資 金 調 達 費 用	748	
（うち預金利息）	649	
役 務 取 引 等 費 用	526	
そ の 他 業 務 費 用	133	
営 業 経 費	3,097	
そ の 他 経 常 費 用	2,949	
経 常 損 失		1,384
特 別 利 益		242
特 別 損 失		65
税 引 前 中 間 純 損 失		1,208
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		8
法 人 税 等 調 整 額		△21
法 人 税 等 合 計		△13
中 間 純 損 失		1,194

個別注記表

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年～47年

その他 4年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

・株式交付費の処理方法

株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻の状況に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間（算定期間については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,692百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(1,407百万円)(代行返上後)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、前中間会計期間末では市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ198百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものに流動性リスクを考慮したものであり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資)総額 22百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,800百万円、延滞債権額は11,098百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,605百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,504百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,601百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	18,038百万円
	預け金	3百万円
担保資産に対応する債務	預金	405百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金62百万円、有価証券7,429百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,027百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、12,584百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,418百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,905百万円
11. 社債は、劣後特約付社債であります。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,810百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 △62円24銭
 なお、一株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額18,000百万円を控除しております。
14. 国内基準における単体自己資本比率 7.70%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却907百万円、貸倒引当金繰入額474百万円、株式等償却1,374百万円、株式等売却損69百万円を含んでおります。
2. 当中間会計期間において、以下の資産について店舗統廃合の決定により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額58百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	営業用店舗1物件	土地	47百万円
大分県外	営業用店舗1物件	土地	11百万円
合計			58百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

(資産のグルーピングの方法の変更)

平成18年10月より営業店をフルバンキング機能を有する「母店」と窓口業務に特化した「衛星店」に移行するエリア制を一部地域に導入し、エリア制を導入している地域については管理会計の単位を母店と衛星店を合わせたエリア単位としておりましたが、平成21年4月よりエリア制を廃止し、管理会計の単位を全て営業店単位としております。これに伴い、資産のグルーピングの単位を変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

3. 1株当たり中間純損失金額 20円16銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	3,945	3,482	△462
債 券	75,686	75,659	△27
国 債	37,464	37,586	122
地 方 債	9,193	9,251	58
社 債	29,029	28,821	△207
そ の 他	11,652	10,884	△768
合 計	91,284	90,026	△1,258

- (注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 当中間会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて1,364百万円減損処理を行っております。なお、時価のあるものの減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、前中間会計期間末では市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ198百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものに流動性リスクを考慮したものであり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	22 百万円
その他有価証券	
非上場株式	882 百万円
社債	1,810 百万円
その他証券	253 百万円

- (注) 当中間会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について9百万円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当該株式の期末における実質価額が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	7,885 百万円
減価償却超過額	103 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	121 百万円
有価証券償却否認	935 百万円
税務上の繰越欠損金	4,827 百万円
その他	318 百万円
繰延税金資産小計	14,192 百万円
評価性引当額	△12,626 百万円
繰延税金資産合計	1,566 百万円

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1社
 主要な会社名
 株式会社ほうわバンクカード
- ② 非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等
 該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等
 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

中間連結貸借対照表（平成21年 9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	43,401	預 金	447,524
有 価 証 券	93,351	借 用 金	352
貸 出 金	332,003	外 国 為 替	1
外 国 為 替	123	社 債	7,000
そ の 他 資 産	2,689	そ の 他 負 債	2,390
有 形 固 定 資 産	8,367	賞 与 引 当 金	106
無 形 固 定 資 産	131	退 職 給 付 引 当 金	292
繰 延 税 金 資 産	1,614	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	112
支 払 承 諾 見 返	1,540	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,240
貸 倒 引 当 金	△8,118	支 払 承 諾	1,540
		負債の部合計	460,561
		（純資産の部）	
		資 本 金	12,495
		資 本 剰 余 金	1,350
		利 益 剰 余 金	236
		自 己 株 式	△68
		株 主 資 本 合 計	14,014
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,258
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,650
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	392
		少 数 株 主 持 分	136
		純資産の部合計	14,543
資産の部合計	475,105	負債及び純資産の部合計	475,105

中間連結損益計算書

〔平成21年 4月 1日
平成21年 9月30日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		6,209
資 金 運 用 収 益	5,097	
（うち貸出金利息）	4,442	
（うち有価証券利息配当金）	604	
役 務 取 引 等 収 益	592	
そ の 他 業 務 収 益	310	
そ の 他 経 常 収 益	209	
経 常 費 用		7,565
資 金 調 達 費 用	749	
（うち預金利息）	649	
役 務 取 引 等 費 用	526	
そ の 他 業 務 費 用	135	
営 業 経 費	3,173	
そ の 他 経 常 費 用	2,980	
経 常 損 失		1,355
特 別 利 益		242
特 別 損 失		65
税金等調整前中間純損失		1,179
法人税、住民税及び事業税		16
法 人 税 等 調 整 額		△18
法 人 税 等 合 計		△2
少 数 株 主 利 益		9
中 間 純 損 失		1,186

連結注記表

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年～47年

その他 4年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

・株式交付費

株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻の状況に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間(算定期間については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間)における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,692百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産及び負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

（借手側）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸手側）

連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（連結の範囲に関する適用指針）

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日）が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。

これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、前中間連結会計期間末では市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ 198 百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示されたものに流動性リスクを考慮したものであり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,880 百万円、延滞債権額は 11,135 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,699 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 14,714 百万円であります。

なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,601 百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	18,038 百万円
	預け金	3 百万円
担保資産に対応する債務	預金	405 百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金 62 百万円、有価証券 7,429 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 1,027 百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、21,306百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,418百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,922百万円
10. 社債は、劣後特約付社債であります。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,810百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 △60円66銭
なお、一株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額18,000百万円を控除しております。
13. 国内基準における連結自己資本比率 7.81%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却912百万円、貸倒引当金繰入額495百万円、株式等償却1,374百万円、株式等売却損69百万円を含んでおります。
2. 当中間連結会計期間において、以下の資産について店舗統廃合の決定により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額58百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	営業用店舗1物件	土地	47百万円
大分県外	営業用店舗1物件	土地	11百万円
合計			58百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

(資産のグルーピングの方法の変更)

平成18年10月より営業店をフルバンキング機能を有する「母店」と窓口業務に特化した「衛星店」に移行するエリア制を一部地域に導入し、エリア制を導入している地域については管理会計の単位を母店と衛星店を合わせたエリア単位としておりましたが、平成21年4月よりエリア制を廃止し、管理会計の単位を全て営業店単位としております。これに伴い、資産のグルーピングの単位を変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

3. 1株当たり中間純損失金額 20円03銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	3,945	3,482	△462
債 券	75,686	75,659	△27
国 債	37,464	37,586	122
地 方 債	9,193	9,251	58
社 債	29,029	28,821	△207
そ の 他	11,652	10,884	△768
合 計	91,284	90,026	△1,258

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて1,364百万円減損処理を行っております。なお、時価のあるものの減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、前中間連結会計期間末では市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、実際の売買事例が極めて少なく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ198百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものに流動性リスクを考慮したものであり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成 21 年 9 月 30 日現在）

内 容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,262 百万円
社債	1,810 百万円
その他証券	253 百万円

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について 9 百万円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当該株式の期末における実質価額が取得原価に比べ、50%超下落した場合には全て減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 21 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（平成 21 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。